

官能評価に係る発明

知的財産事例研究会
弁護士 松本 司

- 第1事件：知財高判平成26年3月26日（平25（行ケ）10172）
第2事件：知財高判平成26年11月10日（平25（行ケ）10271）
第3事件：知財高判平成26年12月9日（平26（行ケ）10117・10123）
（いずれも裁判所ホームページ）

第1 はじめに

いずれの事件もシュクラロース（スクラロース¹、sucralose）に係る発明の無効審判（審決はいずれも請求不成立）に係る審決取消判決である。シュクラロースは、1976年、英国企業が、蔗糖（スクロース、sucrose）をもとに開発した、蔗糖の約600倍の甘み（蔗糖の約600分の1の量で同等の甘みを感じる）をもつとされる人工甘味料である。我が国では、平成11年、食品添加物（食品衛生法）に指定された。各事件の特許発明の効果は、明細書上、いずれもヒトの感覚（味覚）を使って対象物を評価する官能評価（官能検査、官能試験）により裏付けられている。なお、本件各事件の被告（特許権者）はシュクラロースの日本の総代理店である。

第2 各事件の概要

1 第1事件

(1) 特許発明（特許第3938968号－渋味のマスクング方法）

① 特許請求の範囲（【請求項1】下線部が訂正請求部分）

茶、紅茶及びコーヒーから選択される渋味を呈する飲料に、スクラロースを、該飲料の0.0012～0.003重量%の範囲であって、甘味を呈さない量用いることを特徴とする渋味のマスクング方法。

② 発明の詳細な説明（本稿に係る部分のみ抽出する。以下同じ。）

1 第1事件の特許では「スクラロース」、第2、第3事件の特許では「シュクラロース」と表記されている。本稿では引用部分以外は「シュクラロース」と表記する。